

第430回南国市議会定例会会議録

第6日 令和5年6月19日 月曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 北條 邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 高橋 元和
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 横山 聖二
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 橋詰 徳幸
地籍調査課長 吉本 晶先	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局局長	中村比早子
農業委員会 事務局局長	弘田明平	消防長	小松和英

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和5年6月19日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第7 議案第7号 香美郡殖林組合同規約の変更について
- 第8 議案第8号 南国市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第9 報告第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第10 報告第2号 令和5年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第11 報告第3号 南国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第12 報告第4号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第13 報告第5号 令和4年度南国市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第14 報告第6号 令和4年度南国市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第15 報告第7号 令和4年度南国市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第16 報告第8号 令和4年度南国市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第17 報告第9号 損害賠償の専決処分の報告について

第18 報告第10号 損害賠償の専決処分の報告について

第19 報告第11号 市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁下部工・道路工）請負契約金額変更
に係る専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第19まで

—————*—————

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第8号まで、報告第1号から報告第11号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第8号まで及び報告第1号から報告第11号
まで、以上19件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。10番西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員発言席〕

○10番（西川 潔） 議案第7号の香美郡殖林組合規約の変更について質疑を行います。

香美郡殖林組合規約の変更ですけれども、同組合はいつどのような目的でできたのか、成り立ちといいますか、歴史、経過、山林の位置、面積、立木の現況、管理状況、所有持分の子細など分かる範囲でお答えください。

また、提案されています規約変更の提案理由に活動実績を踏まえ、解散が検討されているという市長から開会日に報告、提案がございましたが、香美郡殖林組合の現在の活動状況と解散の検討理由についてお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 西川議員御質問にお答えいたします。

まず、香美郡殖林組合についてなんですが、こちらにつきましては明治36年、当時の香美郡が将来の財政確立のため政府より私下げを受け、その後郡制廃止後大正11年12月19日に当時の香美郡に含まれる現在香南市の13町村、現在香美市の10町村と現在南国市における5村、南国市におきましては、その当時の三島村、前浜村、田村、立田村、岩村、この5村になるんですが、この28か町村により植林事務を共同で処理するために香美郡町村殖林組合として設立されました。その後、香美郡殖林組合と名称を改め、市町村合併を経て現在の構成団体は香美市、香南市及び南国市の3市となっております。

共同する事務なんですが、山林を取得し、植林並びに管理及び処分に関する事務で、事務局は香美市が行っていますが、近年の活動としては数年に一度間伐を行う程度であり、ほとんど所有林の維持管理にとどまっているのが現状でございます。

山林の位置は、香美市香北町川ノ内字立見171番地、こちらは香北町的美良布より物部川を挟んで北側になるんですが、御存じかと思いますが日ノ御子のキャンプ場がございますが、そちらをずっと山のほうに入っていく位置にあります。

面積は97万8,955平米、杉、ヒノキ広葉樹があります。ただ、これ、昭和30年頃に一度皆伐、

全てを売払いされておまして、その後植林等をしておるといふふうにお聞きしております。現在保険は掛けていますが、費用負担が発生するような維持管理等は行っておりません。そのうち南国市の持分は全体の10.5578%、これ賦課率といふふうに示されておりますけれども、なっております。こちら南国市以外にもほかに前浜分、岩村分も賦課率としてそちらの規約のほうには明記されております。大体合わせて5%少しというような形になります。平成13年度まではそれぞれ賦課金を負担していらっしやいましたが、その後は組合のほうの繰越金、間伐による収入等によりまして、もうそれで維持管理のほうは行われているということとなっております。

その森林の状況なんですけれども、昨今の木材市況の低迷もありまして、近年の活動としても数年に一度間伐を行う程度ということから、現在もう組合の存在意義が小さくなり存続自体に疑問が持たれるといった声も出ているというような形になりまして、解散の検討がされているということになります。

現行の規約におきましては解散を想定していないため、今後の解散手続に必要な規約を加えるため、3市において今回の議案提出となったものでございます。解散に当たりましては財産処分、また事務の承継についての課題があると考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 約100ヘクタールほどの組合所有のもので南国市が約10ヘクタール、前浜、岩村分合わせて5ヘクタールというのが面積的な持分だといふふうにですが、ここで当初財政課から頂いた資料の中で、香南市、香美市っていうのは全て市の所有になっているわけです。夜須町とか赤岡町とか、それぞれ物部村とかあるわけですがけれども、全てが市の所有になっていますが、南国市はここに前浜と岩村持分というのが残っているわけですし、これは南国市に合併されており、前浜と岩村持分は南国市に継承される山林ではないかといふふうに思います。

これ、第2問ですが、それについてと、この香美郡殖林組合の解散後この山林をどうするのか、市の考えをお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 2問目にお答えいたします。

今現在、香美市、香南市はそれぞれそちらの市のほうに移管されているといふふうにお聞きしているんですけれども、本市におきましては南国市分とあと前浜、岩村といふふうに分的には賦課率がかかっておるといふような状況で、当初南国市分につきましても日章村の分とい

うような形になっておりました。実はこの経緯、ちょっと少し古い資料で確認したところ、昭和38年に南国市と日章地区財産区というような形で、香美郡殖林組合規約中、市町村とある事項については財産区とするものでありというような形での覚書が交わされておるといふことで、その後そういった形でそちらに組合においてはそういった形で取り扱っておるといふ形になっております。なお、昭和57年5月に南国市と南国市日章地区財産管理運営委員会との間において売買契約が成立締結されまして、そのときその当該財産区よりの権利分として、600万円で南国市が購入したというような形になっておりました、その後南国市、組合の規約上も南国市と前浜、岩村というような形になっておるといふのが実情でございます。一度売却されておるといふこと、昭和30年、合併前なんですけれども、その当時かなりの5,500万円の契約も成立したというような状況もございます。それらで、その当時の旧前浜村の資料におきましては、一定、一般会計においていろんな事業のほうもされていた、そういった経緯はあるようなんですけれども、事実上その後皆伐後にも植林等がされておりますので、その後はほとんどもうそういった財産的なものはないというような状況ではございます。

今ですが、今後の課題としてなんですけれども、当時の殖林組合の目的は当然財産的な形での取扱いというふうになってたということでの処分等もあったんですが、現状におきましては、議員おっしゃるように、水源涵養、そういったものも今求められてる時代で、昨今の木材市況の低迷等もありまして、一定そこまでの資産価値等も現状ではそれほどないと、今のところからいくと目的的には水源涵養、そういったものを重点的に考えていく必要もあるのではというふうには考えております。

ただ、これは当然本市だけの話ではございませんし、また市長のほうがこの殖林組合の議員も務められておりますので、そういった中で今後解散等が、今はまだ解散を検討するといふときでございますので、それらを踏まえて今後協議をさせていただくといふような形になろうかと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） この議案については所管の委員会に付託され、総務常任委員会になりますか、審議をされるというように思いますけれども、私考えると、前浜、岩村持ちと言いなながらもこの両村が村としては現在ないわけで、どのような形で受け手といふような形の所有者としては前浜、岩村とあってもどのような形になるのかなと、どんな方がその中でおられるのかなといふふうにも思いますし、当時五千数百万円とかといふような話が出ましたが、時代の昭和の20年代初めのことで五千数百万円といふのは、今の貨幣価値にすると恐らく10倍、

20倍の価値があるようなもので立木が売買締結されたっていう、現在は山林価値、土地自体はもうほとんどないに等しい立木が、どのような立木があるかっていうことにもなろうとは思いますが、質疑でこんなことをいうと質疑の範囲ではないかも分かりませんが、3市でやはり話し合いをされて、この山林を3市の水源地、水源涵養林として生かすなどを考えてほしいというようなことを申し添えまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第8号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第6号の質疑を終結いたします。

報告第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第7号の質疑を終結いたします。

報告第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第8号の質疑を終結いたします。

報告第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第9号の質疑を終結いたします。

報告第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第10号の質疑を終結いたします。

報告第11号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） 報告第11号市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁下部工・道路工）請負契約金額変更に係る専決処分報告について質疑をいたします。

発生土の仮置きに在る費用の追加、工程見直しによる仮橋リース費用の減額、週休2日制モデル工事実施による経費補正等が必要ということで1,172万1,600円の増額をされるものですが、最初に市が実施設計を出してそれに基づき積算して入札していると思いますが、特にこの週休2日制モデル工事実施による経費補正ってということなんですが、入札前と入札後にその働き方が変更されたということでしょうか。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 村田議員の御質問にお答えいたします。

この報告第11号につきましては、ジョウトク建設株式会社との間で締結いたしました工事請負契約を1,172万1,600円増額するものでございますが、今回の変更の内容及び概算額につきましては、週休2日制モデル工事適用といたしまして730万円の増額、土砂処分場での1日の処分量が限られているため、場内での発生土の運搬及び仮置場の整地費用といたしまして600万円の増額で、あと仮橋のリース期間が短縮されましたのでそれによる500万円の減額等によるものです。設計に基づき工事は施行されておりますけれども、実際現場におきましては想定と

異なる事案が発生することも多々あるということで、その都度本市の土木技師が確認の上で調整をしております。それを踏まえましての今回の変更となっております。

議員の質問にありました週休2日制モデルなんですけれども、今回の入札におきましては設計の段階では週休2日制モデルを適用しておりません。入札後に各社の判断により適用が図られるように仕様でくくっております。今回、受注者側からモデル工事適用につきまして受注者が希望されたということになりましたので、それによりまして受注者とその旨の契約を変更を行ったということになります。入札の際、あらかじめ仕様書において受注者希望型としておりますけれども、これまでも同様に入札の際にはそういった仕様でくくっております。ただ、実際、受注者が入札で確定いたしましてもその希望をされない状況というのが本市におきましては多数であるというようなことで、なかなか実際ほかの議決案件以外の工事におきましてもほとんど出てないというのが実情でございます。

実際、令和6年4月より、建設業におきましても時間外労働の上限規制が適用されるため、国や県におきましても週休2日制モデル工事を推奨しております。こういったことから、作業環境の改善にもつながりますので、このモデル工事を積極的に適用していきたいといいますが、いきたいと言いますとあくまでも発注者、本市のほうから発注するんですけども、発注者指定型という形で2日制モデルを取るという方法はございます。ただ、現状受注者様の希望がそこになってないということでございますので、今後は引き続き受注者様、市内の事業者様がそういった体制を取るよう図って進めていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 分かりました。

最初のその入札の前の段階では、どの業者さんも週休2日制を念頭に入れずにされているということで、その業者間の不公平はないと思います。そして、その後に就労環境をよくするという意味で、週休2日制を取り入れることはいいことだとは思いますが。

ただ、市においては市職員と業者の間にコンプライアンス不在のような状況を呈し、度々モラルに欠ける事件を発生させています。業者との癒着や公平性を欠くことのないように、慎重な業務の遂行をお願いして行ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜田和子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 報告第11号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号及び報告第1号から報告第4号まで、以上5件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

＊

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

議案第8号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第8号は同意することに決しました。

次に、報告第1号から報告第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件はいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号から報告第4号まで、以上4件はいずれも承認することに決しました。

なお、報告第5号から報告第11号まで、以上7件は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（浜田和子） ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号まで、以上7件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第2款総務費 第9款消防費

第2条地方債の補正

議案第2号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第3号 南国市税条例の一部を改正する条例

議案第5号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議案第7号 香美郡殖林組合規約の変更について

産業建設常任委員会

議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費

教育民生常任委員会

議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第10款教育費

議案第4号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

—————*—————

○議長（浜田和子） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。明20日と21日の2日間は委員会審査等のため休会し、6月22日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

6月22日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時29分 散会